

いま、ジュネーブで開催されている国連人権理事会に、日本国際法律家協会 (JALISA) の笹本潤弁護士が参加しています。

笹本先生から頂いた資料や情報をもとに、以下の報告をさせていただきます。

(1) 共謀罪成立に関する IADL(国際民主法律家協会)の声明

ナチスに抵抗した法律家たちが 1946 年にパリで設立し、現在も約 90 の国の法律家が参加する、国際民主法律家協会 (IADL) は 2017 年 6 月 16 日、国連人権理事会第 35 会期において、日本での共謀罪法成立に対する抗議声明を出しました。発言者は IADL 代表のイタリアの弁護士、ミコル・サビア氏です。彼女は発言の直前まで入念な調査と確認をしたうえで、全体会で発言しました。(Human Rights Council 35th Session item 4)

声明の要旨を紹介します(IADL 声明の邦訳は飯島による)。

「IADL は、日本で採択された、異論の多い『共謀罪』が有する人権への好ましくない影響について人権理事会の注意を呼びかける」

「この法案は多くの抗議がある中、委員会段階の採決を省略するという異常な戦略をとることで採決された。こうした対応は、このような重要な問題に関する国会での適切な議論の促進を揺るがす」

「法律の専門家は、このような法律を追加して創設することの適切性と必要性について疑問を投げかけている。さらに、プライバシー権に関する国連特別報告者ジョセフ・カナタッチ氏が 2017 年 5 月 18 日に日本政府にあてた書簡で、法案はプライバシー権と表現の自由に対する不当な制限になる可能性がある」と指摘している」

「『組織犯罪集団』の定義のあいまいさは、安全保障のセンシティブな領域で活動する NGO への監視を合法化する機会を与える」

(2) 2017 年 6 月 15 日の国連人権理事会での日本代表の発言

2017 年 6 月 15 日の国連人権理事会で日本代表は、「北朝鮮は〔人権理事会の〕特別報告者との協力を拒否し続けている」と批判し「日本は特別報告者と十

分な協力をするつもりである」(飯島訳)と発言しています。

ここからは飯島の意見ですが、人権理事会の特別報告者であるデビッド・ケイ氏やカナタッチ氏への日本政府の対応を棚に上げ、よくも「北朝鮮は〔人権理事会の〕特別報告者との協力を拒否し続けている」と批判し「日本は特別報告者と十分な協力をするつもりである」などと恥ずかしくもなく発言できたと思います。

日本政府の発言については誤記と思われる部分もあるので、そうした問題などについて笹本潤弁護士たちとの話し合いのうへ、IADLの声明や日本代表の発言について、なんらかの形で公表したいと思っています。

以上、報告になります。